

## ◎淀川右岸水防事務組合理議会議員き章規則

制 定 昭 3 6 . 4 . 2 0 規 則 1

**第 1 条** 議員は、在職中本条第 2 項のき章をはい用するものとする。

2 き章は、別記形象のとおりとする。

**第 2 条** き章は、議員 1 人につき 1 個を交付する。

**第 3 条** き章を滅失したときは、その旨届け出て再交付を受けるものとする。但し、この場合は実費を徴するものとする。

**第 4 条** き章の交付を受けた者が任期満了前その職を去ったときは、これを組合に返還しなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

表



金属製直径 1 2 . 0 ミリメートルの金色  
菊花弁中央に銀色水字模様を配する。